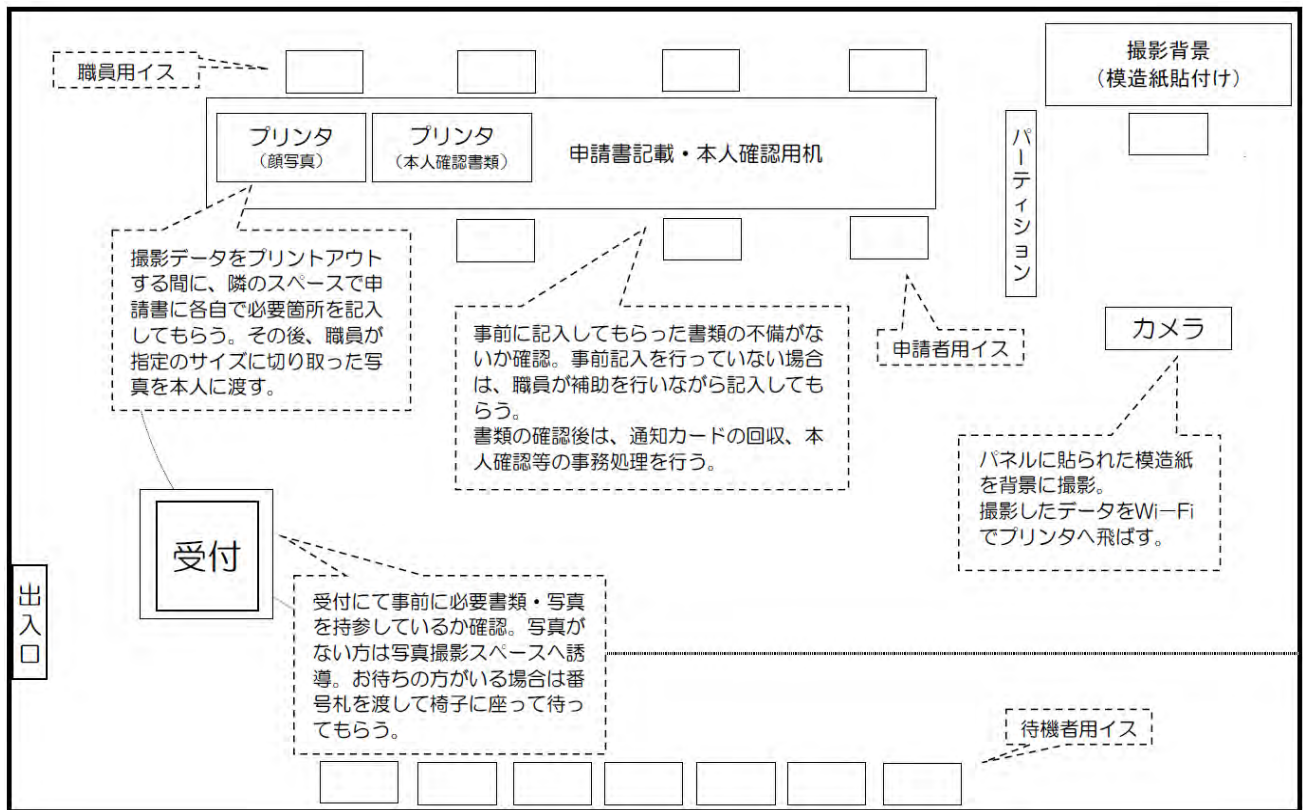


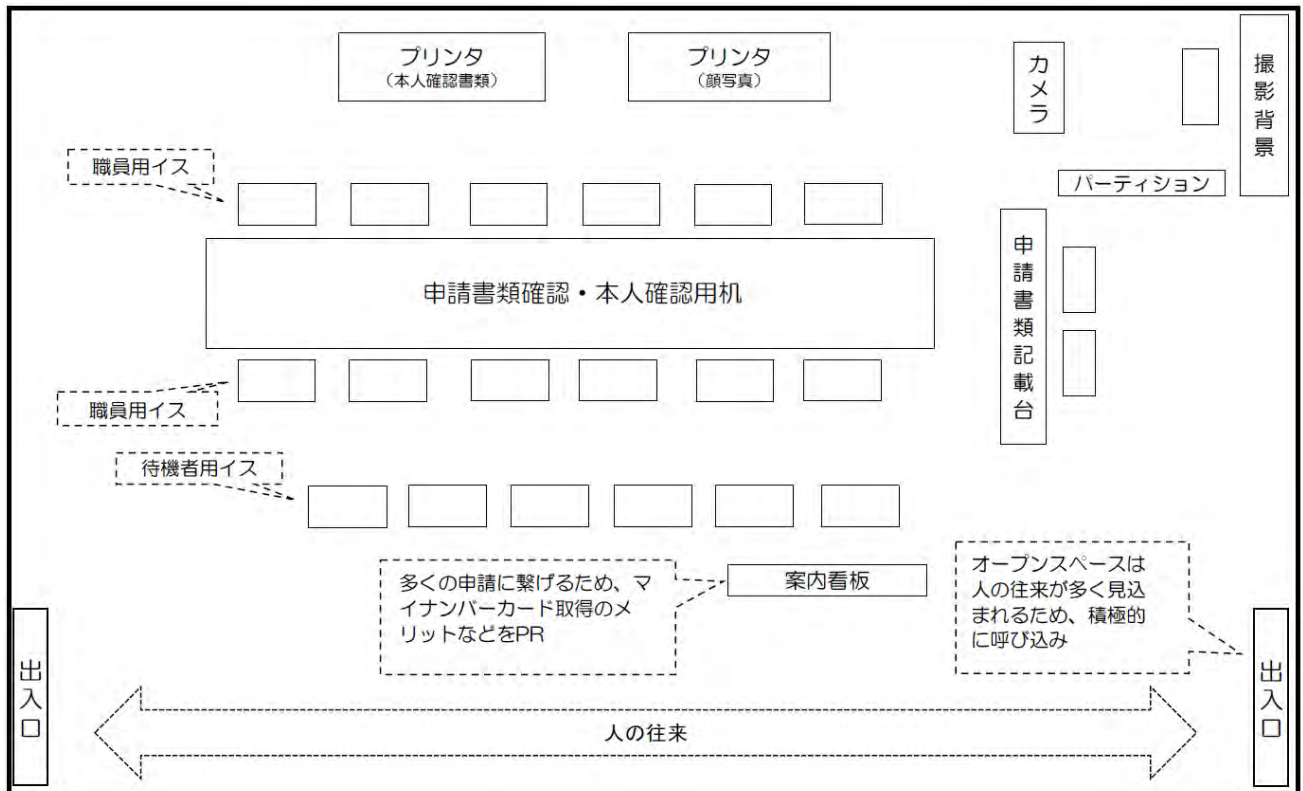
(5) 当日の会場設営等

事前打合せの内容をもとに、会場の設営を行います。会場のレイアウトの例は以下のようなイメージです。

<会議室のレイアウト（例）>



<オープンスペースのレイアウト（例）>

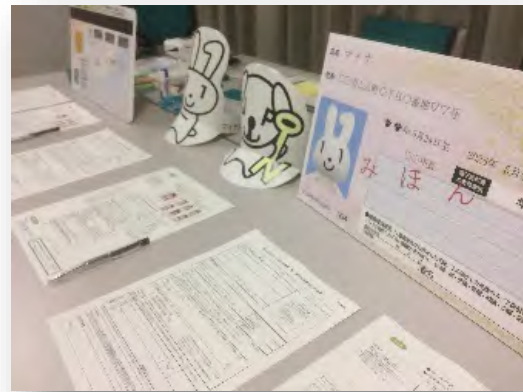


<実施イメージ>

顔写真撮影スペース



申請書記入スペース



出張申請@企業



出張申請@病院



(6) 当日の主な注意事項

<申請書類等>

- 暗証番号は、文字の勘違いによる設定誤りも起こりうるため（O（オー）や0（ゼロ）などはフリガナがなければ区別が困難）、フリガナを振るなどして十分確認
- 本人確認書類については、最新の住所が表記された状態か確認
- 顔写真の裏には、生年月日と名前が記載されているか確認
- 可能であれば、暗証番号欄を隠せるようシール等を準備

<顔写真撮影サービス>

- 写真不備を防ぐため、可能であればスタンド照明等を準備し明るさを調整
- 背景はパーティションの設置又は模造紙等で対応可能
- 写真の切抜きは時間がかかるため、写真撮影後に申請書に記入していただくよう案内し、その間に作業するなど効率的に処理することが必要

＜申請者に伝えるべき事項＞

- ・ 交付までの期間は概ね5週間程度（※自治体により異なる）となること。
- ・ 交付方法は郵便局からの本人限定受取郵便となること。
- ・ 申請不備（写真不備等）の場合は J-LIS から通知があり、その場合は再度の申請が必要となること。
- ・ 申請後は申請者との接点がなくなるため、カードの有効期間や電子証明書の機能、紛失した場合の対応などについて説明することが望ましい。

＜その他＞

- ・ 庁舎外で個人情報扱うため、申請書類等の紛失に十分注意し、管理体制を徹底

（7）市区外在住者への対応（他市区町村との調整）

＜事務の流れ＞

- ① 出張申請受付を行う市区町村から、住所地市区町村に対して受付を行う旨を事前連絡
- ② 申請書(原本)を J-LIS に郵送（事務費補助金の対象）
- ③ 下記の必要書類を住所地市区町村あて郵送（事務費補助金の対象）
※簡易書留で送付することが望ましい。

＜住所地市区町村へ送付する書類＞

- ・ 返納を受けた通知カード
- ・ 住基カード（※申請者が過去に交付を受けていた場合のみ）
- ・ 本人確認書類の写し
- ・ 交付申請書の写し
- ・ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書
- ・ 本人確認を行った旨を証する書類（様式第3及び様式第3別紙）

（8）受付後の対応

＜交付方法＞

- ・ J-LIS からマイナンバーカードを受領後、住所地市区町村から本人限定郵便によりカードを申請者あてに送付する。（事務費補助金の対象）
- ・ 本人限定郵便で送付した後、申請者が不在で市役所に返送されることも多いため、交付時に再び企業等を訪問し、カードを申請者に直接交付する方法も可能

＜留意点＞

- ・ 受取時に申請者が不在でマイナンバーカードが市役所に返送される場合も多いため、その際は企業等の担当者に再度連絡し、社員に受取を促してもらうなどの依頼が必要

第2章 出張申請サポート方式について

1. 出張申請サポート方式とは

(1) 概要

- ✓ 市区町村職員等が大学やイベント会場等の人が集まる場所に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行い、申請のサポートを行う方式。
- ✓ 本人確認を行わないため一人あたりの所要時間も短く、市区町村職員に限らず、企業担当者等だけでも実施可能。(交付時には申請者に来庁していただく必要がある。)

(2) 出張申請サポート方式のメリット

- 本人確認を行わないため一人あたりの所要時間も短いほか、事前準備や調整も少なく、手軽に実施することが可能です。
- 大学やイベント会場など、人が多く集まる場所・場面で実施可能であるため、多くの人に効率的にマイナンバーカードの申請を促すことが可能となります。



例) 大学



例) イベント会場



2. 具体的な事務手続

(1) 全体スケジュール

詳細は実施先により異なりますが、出張申請サポート方式における標準的なスケジュールは概ね以下のとおりです。

当日の本人確認作業や他市区町村との調整がないため、出張申請受付方式と比較して事前準備等は非常に簡易です。

<スケジュール(例)>

- (約20日前) ✓ 実施先(大学・イベント会場等)の選定・日程調整
 - ✓ 当日必要な書類、物品等(カメラ・プリンター等)の手配
- ↓
- (当日) ✓ 会場設営、出張申請サポート
 - ※随時、HPや広報誌等で周知
- ↓
- (約1か月後) ✓ 交付通知書送付、カード交付(来庁)

(2) 出張申請サポートの案内

市区町村から大学や商業施設に出張申請サポート方式の実施について案内を行います。市区町村から案内を行わない場合には、HP や広報誌で周知を行い、団体からのアプローチを待つ方法が考えられます。

< 広報チラシ (例) >

出張申請 受付中!!

ご近所・サークル・職場の仲間を集めて マイナンバーカードを作りませんか?

お住まいの地域や会社へ職員が出向き、マイナンバーカード申請の出張受付をおこないます。申請用の顔写真も無料で撮影します。
※会場は申込者様でご用意ください。その他、申込みに係る詳細は長崎市のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

対象 希望者が概ね10名以上いる企業・グループ (長崎市民が対象となります)

期間 平成30年5月1日～平成31年2月28日

時間 平日 午前10時～午後4時 **無料で顔写真撮ります!**

申込方法 お電話等にてご連絡後、申請受付申込書をご提出ください

マイナンバーカードはとっても便利!!

- 免許証などと同様に公的身分証明書として利用できます
- コンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明書を取得できます
- マイナンバーの提示と本人確認が同時にできます
- e-taxなどの各種行政手続のオンライン申請に利用できます

【お問い合わせ先】
〒850-8685 長崎市桜町2番22号
長崎市役所 中央地域センター マイナンバーカード担当
TEL: (095)829-1424 (直通) FAX: (095)825-0121
E-mail: ctr_chuo@city.nagasaki.lg.jp

お気軽にお問い合わせください!!

～三春町内の企業・団体のみなさまへ～
マイナンバーカード出張申請受付中!

マイナンバーカードがあると便利!!

新しくまたマイナンバーカードを申請していないか。職場や自治体でマイナンバーカードの申請をしませんか? 町では指定された場所にて、マイナンバーカードの出張申請受付をします。マイナンバーカードがあればコンビニで各種証明書の取得ができます! 今後、健康保険証とマイナンバーカードが一体化する計画があります。早めにマイナンバーカードに切り替えましょう。

コンビニ交付はこんなに便利!

- 申請書の記入、本人確認が不要
- 写真撮影がなくてもマイナンバーカードが書ければ可能証明書が取得できます! (ただし、初回申請している人のみ)
- いつでも、どこでも全国のコンビニで各種証明書の取得ができます。
- (午前午後 30分から午後11時まで、ただし、マルチコピー機が設置されているコンビニに限ります。営業時間、システムメンテナンス日等を除く。)

企業・団体出張受付詳細

- 対象団体 ① 三春町内の団体・サークル等 ② 町まわりの飲食及び福祉が主体、共済する団体 ③ 三春町内に事業所を有する企業等
- 営業日時 希望日指定可能と調整いたします。
- ホームページ上の申込書に記入の上、FAX、郵送、持参のいずれかの方法でお申し込みください。

申込みにあたっての条件

- ① 団体からの申込であること (概ね5名以上)
- ② 申込団体が労働者及び、親子等の必要な経歴を有すること
- ③ 町が用意する小型のコピー機等を使用するための電源が会場にあること
- ④ 団体・企業内での開催・出張を申込団体自身で行うこと (チラシは用意します)
- ※ 顔写真は別途にて撮影いたします。ご自身で準備いただくことも可能です。
- (サイズ: 縦4.5cm × 横3.5cm)

申込・問い合わせ先 住居課 住居グループ ☎ 62-8126 FAX 62-5155

< HP 広報 (例) >



(3) 想定される実施先

学校 (大学や専門学校など)、福祉施設、病院、自治会、商業施設、イベント会場、外国人就労施設など、幅広い場面で実施可能

(4) 当日までの準備

当日必要となる物品等は概ね以下のとおりです。

項番	物品	用途	備考
1	申請書一式	申請書作成	
2	記載台（机）・椅子	申請書作成	
3	記載用ペン	申請書作成	
4	案内看板	レイアウト	
5	広報用チラシ	申請者呼び込み	

※顔写真撮影サービスを併せて行う場合は、「1.（4）当日までの準備参照」

(5) 当日の主な注意事項

- ・申請書類の不備を防ぐため、記入例等を準備することが望ましい。（資料編を参照）
- ・出張サポート方式の場合は、申請者はマイナンバーが不明の場合が多いため、自宅等でマイナンバーの記載を依頼することが必要
- ・自宅にマイナンバーカードが郵送されると思う申請者も多いため、後日交付通知書が届いた後、市区町村窓口に来庁する必要がある旨を説明
- ・顔写真撮影サービスを行う場合は、「1.（6）当日の主な注意事項」を参照

(6) その他

- ・タブレット端末（マイナポータル含む）を活用することで、紙の申請書も不要となり、顔写真撮影サービスも容易に実施することが可能

<ご相談・お問い合わせ先>

【市区町村等職員の方】 総務省 自治行政局 住民制度課 住民台帳第3係

<MAIL> juki@soumu.go.jp

<TEL> 03-5253-5517

【企業・団体等の方】 所在地市町村又は 内閣府 番号制度担当室 広報普及班

<MAIL> g.bangou.pr@cao.go.jp

<TEL> 03-6441-3458

<参考>

➤ マイナンバー制度・マイナンバーカードに関するHP

(総合サイト) <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

(内閣府HP) <https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

(総務省HP) http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

➤ マイナンバー制度全般に関するお問い合わせは以下へご連絡ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

<作成にあたりご協力をいただいた自治体>

福島県三春町、茨城県水戸市、つくば市、栃木県宇都宮市、東京都杉並区、神奈川県横浜市、川崎市、富山県高岡市、兵庫県神戸市、奈良県奈良市、広島県東広島市、徳島県、愛媛県西予市、長崎県長崎市、大分県中津市、宮崎県都城市

※お問い合わせは、総務省又は内閣府にお願いします。

マイナンバーカード
出張申請受付方式（企業等一括申請方式）
出張申請サポート方式ガイドブック
資料編
Ver.1



マイキーくん

2019年1月31日

内閣府大臣官房番号制度担当室
総務省自治行政局住民制度課

目 次

資料編では、当日必要となる申請書類の説明や記入例について記載しています。

1.	出張申請受付に必要な書類一覧-----	1
2.	出張申請受付に必要な書類と記入例-----	2
3.	必要書類チェックリスト-----	7
4.	受取方法の案内-----	8
5.	マイナンバーカード発行3周年-----	9

出張申請受付に必要な書類一覧

【※全員必要となる書類】

NO.	必要書類	概要	対応依頼事項	注意事項等
(1)	通知カード	<ul style="list-style-type: none"> 紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするもの 申請時に返納が必要 	当日持参	通知カードを紛失した場合は、(8)通知カード紛失届けを作成
(2)	個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書	マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行を申請する申請書	必要事項を記入 ※記入例は P.4	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書の住所欄には住民票の住所を記載 市外在住者は個人番号を必ず記載
(3)	顔写真	マイナンバーカードの券面用	<ul style="list-style-type: none"> 写真(1枚)を準備 裏面に氏名・生年月日を記入し、申請書に貼付 ※写真撮影サービスの場合不要 	顔写真の規格、注意事項等は P.3を参照
(4)	個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書	暗証番号の設定を依頼するための申請書 ①署名用電子証明書 ②利用者証明電子証明 ③住民基本台帳用 ④券面事項入力補助用	用途を確認の上、暗証番号を記載 ※③④は設定必須 ※記入例は P.6	<ul style="list-style-type: none"> 証明書等の使用用途、暗証番号の設定規定は P.3を参照 暗証番号は入力を連続して3回(①は5回)間違えるとロック
(5)	本人確認書類(原本)	申請者本人であることを確認するための書類。	①運転免許等(顔写真入) ②健康保険証等 ※①2点 or ①②各1点ずつ、事務処理要領参照 ①がない場合「照会回答書」参照	住所が記載されるものは、旧住所が記載されている場合更新が必要
(6)	(5)の写し	(5)本人確認書類の写し(コピー)	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し(コピー) 当日持参 ※裏面もコピー 	市区町村でコピーを行う場合はコピーの持参は不要

【※該当者のみ必要となる書類】

NO.	必要書類	該当者	概要	対応依頼事項
(7)	通知カード紛失届	「(1)通知カード」を紛失した方	<ul style="list-style-type: none"> 通知カード紛失の経緯等を記載する書類 ※記入例は P.5 	必要事項を記入捺印
(8)	住民基本台帳カード(住基カード)	住基カードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記載されたICカード 	<ul style="list-style-type: none"> 当日持参(※返納が必要)
(9)	住民基本台帳カード返納(廃止)届	住基カードをお持ちの方、紛失した方、及び交付を受けたことがある方(廃止手続き済みの方を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 住基カードを返納する際に必要となる書類 マイナンバーカードの交付には、住基カードの返納、廃止手続きが必要 ※記入例は P.8 	<ul style="list-style-type: none"> 住基カードをお持ちの方及び交付を受けたことがある方は必ず作成(廃止手続き済の方を除く) ⇒住基カードを紛失された方も廃止届が必要。 必要事項を記入捺印